

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		都市計画施設等の区域内の建築の許可
根拠法令及び条項		都市計画法第53条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>都市計画法第53条第1項に規定する「都市計画施設等の区域における建築許可」審査基準、都市計画法第53条第1項の許可の基準による。</p> <p>【参考】</p> <p>都市計画法第53条第1項に規定する「都市計画施設等の区域における建築許可」審査基準</p> <p>3 審査基準</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）第54条の許可基準に適合していれば許可とする。</p> <p>イ 法第54条の許可基準で「容易に移転し、若しくは除却することができる」とは、物理的及び経済的に容易に移転し、若しくは除却することができる意味であり、木造、鉄骨造、コンクリート造等でも造り方いかんによっては移転又は除却が容易でない場合があり、また、数奇をこらした建築物などは、将来の移転又は除去が客観的に不経済で、また、その場合の補償費もかさむ場合があり、このような場合は、不許可とする。</p> <p>ウ 法第54条の許可基準で「その他これらに類する構造」とは、当該建築物がその設計の内容等により具体的に構造、建築方法、規模等を判断して、容易に移転、除却できる場合には、第2号に該当しているとして許可とする。</p> <p>エ 都市計画施設が地下に設置されている場合においては、当該都市計画施設に支障のない建築物の建築であれば、法第54条に規定されている「都市計画施設に関する都市計画に適合」しているとみなして、許可とする。</p> <p>都市計画法第53条第1項の許可の基準</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による許可の申請があった場合においては、同法第54条の規定により許可するときのほか、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認めるときは、その許可を行うものとする。</p> <p>(1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p>
準	参考事項	

	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	7日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）